

小型貨物自動車（大分４００た５６２４）６ヶ月定期点検整備業務 仕様書

1. 目的

本業務は、当事務所が所有する小型貨物自動車について、６ヶ月定期点検を実施するものである。

2. 履行期間

契約締結日から令和８年８月２６日までとする。

実施日については、契約締結後に別途協議するものとする。

3. 履行場所

実施場所は受注者の工場とする。ただし、工場の所在地は、別府港湾・空港整備事務所大分港海岸分室から概ね半径５km以内であること。

4. 車両引渡・納車場所

大分市大字海原字地浜９１６－５ 大分港湾合同庁舎

別府港湾・空港整備事務所 大分港海岸分室

車両は受注者の負担で引取・納車するものとする。なお、引取、納車の日時については契約締結後に別途協議するものとする。

5. 対象車種及び台数

小型貨物自動車（ニッサン ADバン DBF-VY12） １台

6. 点検整備内容

１）法定６ヶ月定期点検 １式

7. 車両の保管等

受注者は、当該業務を行う車両の保管等について、善良なる管理者の注意義務をもって保管等を行うこと。

8. 契約変更

点検の結果、６．点検整備内容に掲げる項目以外で、車両の安全運行に支障のある整備箇所が発見された場合は別途協議することとし、当局が必要であると認めた場合は仕様内容を変更した上で実施するものとする。

9. 検査

本仕様書に従い当該業務が実施され、必要書類等の提出がされたことの確認をもって検査とする。

10. 支払

給付の完了の確認又は検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から３０日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。なお、請求金額は１円未満を切り捨てた金額とする

1 1. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2) 上記 1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。
- 3) 上記 1) 及び 2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより履行に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

1 2. そ の 他

- 1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に記載された事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。
- 2) 本業務における整備上の不良等に起因する不具合箇所が発生した場合は、受注者の負担により無償で修理を行うこと。
- 3) 履行期間内（車両の引取り及び納車時等を含む。）において、万一事故が発生した場合は、受注者が一切の責任を負うものとする。
- 4) 車両の引取り及び納車時に当該車両等を搬送する際は、交通法令等を遵守し、安全運行に努めること。